

食協発第219号
令和6年11月6日

食品関係団体 御中

公益社団法人日本食品衛生協会
理事長 鵜飼 良平

ヘーゼルナッツを使用した加工食品に関する実態調査へのご協力をお願い

当協会の事業運営に関しましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では消費者庁より「カシューナッツの義務化等に向けた検証及び検査法の開発等業務」を受託し、当事業の一環として食品関係事業者向けの実態調査を行うこととなりました。

本調査は、今後新たに食物アレルギーの推奨表示の対象品目とされることが予見されるヘーゼルナッツに関して、事業者による表示の取組実態について調査を行い、今後の消費者庁におけるアレルギー表示制度の検討の一助とするものです。

つきましては、貴団体会員各位にご協力いただき、別添の調査票にご回答いただけますようお願い申し上げます。

なお、本調査へのご回答は消費者庁との業務契約に基づき守秘義務を遵守し、適切に管理、取扱いの上、消費者庁において施策検討に活用される予定です。いただいたご回答についてご質問をさせていただくことがありますので、予めご了承ください。

何卒ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

ヘーゼルナッツの使用状況等についての 調査票の回答に当たっての注意事項

1. 問1から順にお答えいただき、最後に記入漏れの無いようにご確認をお願いします。
ご回答は添付の調査票（エクセルファイル）に記入をお願い致します。
調査票（エクセルファイル）は、日本食品衛生協会ホームページにも掲載しています。
日本食品衛生協会ホームページアドレス：
https://www.n-shokuei.jp/news/2024/kakou_chousa.html
2. 問1は、ヘーゼルナッツを使用していなくてもご回答をお願いします。
3. 問2は、以下の要領でご回答をお願いします。
 - ・同じ商品分類（ジャンル）で同様（入数違い、重量違い、類似の配合率等）の商品（アイテム）がある場合は、主要アイテムのみの記入をお願いいたします。
 - ・同じ商品分類で、製品中のヘーゼルナッツの形状が異なる場合は、商品ごとに分けて記入をお願いいたします。
 - ・ヘーゼルナッツの品種は、購入時に判明している品種を記入してください。複数選択可能です。
 - ・ヘーゼルナッツの産地、形状は複数選択可能です。
4. ヘーゼルナッツを使用されている場合の製造ラインについてご回答をお願いします。
5. ヘーゼルナッツを使用した菓子を製造されている場合、ご回答をお願いします。
6. ご回答方法
以下のメールアドレスに、質問票（エクセルファイル）の送付をお願いいたします。
メール：jigyouka@jfha.or.jp
7. ご回答期限
ご回答期限 令和7年1月31日（金）
8. その他
本調査についてご回答いただいた内容については、消費者庁との業務契約に基づき守秘義務を遵守し、適切に管理、取扱いを行った上で、消費者庁へ提出いたします。

消費者庁では施策検討の目的で活用されます。取得した情報の目的外利用はいたしません。

なお、いただいたご回答についてご質問をさせていただくことがありますので、予めご了承ください。どうぞ協力のほど、よろしくお願い致します。

本調査票が複数届いた場合は、重複して回答いただく必要はございません。日本食品衛生協会へ優先的にご提出ください。

(参考画像)

ヘーゼルナッツ



<お問い合わせ先>

公益社団法人日本食品衛生協会

公益事業部公益事業課 担当：岡本、山崎

Tel : 03-5830-8803

E-mail : jigyouka@jfha.or.jp